

夏闘は妥結、秋闘は続行

パート職員の処遇改善

主に冬季一時金

11月11日団交要旨(参加:会場4名+オンライン12名) (冬季一時金は12月12日までに支給予定)

- 団交前半は、夏闘(パート職員の処遇改善)について交渉

労組より「最低賃金が上がるとい事は最賃に引かかる労働者だけでなく、全労働者の賃金に影響するということ。パート職員の賃金は正職員の毎年の昇給と比較すると1/8以下、ベテランパート職員が『がっくりした』と言っていることについてどう思うか?」と経営側の認識を問いました。また「全労連は時給1,500円以上を求めている。石破前首相も最賃平均1500円にすると言っていた。パート時給が1,500円以上必要だという認識は一致できるか?」と問うも、経営側は明言を避け「否定はしない」との回答にとどまりました。

労組より「薬剤師のパート時給が低すぎ、これでは募集しても来るはずがないとの声を聞いている。薬剤師のパート時給が世間相場より低い認識はあるのか?」と質問。経営側からは「低いという認識はある。来年度、全体のバランスを考えて検討する」との回答でした。今回の交渉でこれ以上の進展は望めないと判断し、夏闘要求については経営側回答のまま妥結しました。

- 後半は秋闘(主に冬季一時金)について交渉

賞与予算は処遇改善を含んで年間2.35ヵ月であることを確認。「今回の回答は予算に上積みしている点で一定評価できる。今年限りの臨時補助金の全額を賃金改善に充てたことは評価している」ことを伝えました。



正職員冬季一時金 基本月数は1ヶ月(昨年より+0.3ヵ月)

+「医療」0.35ヵ月、「介護」処遇改善一時金 / +週37時間5万円、週40時間7万円

労組より「一律5万円、7万円とすると、経験ある世代の月数換算が低くなるので納得いかないとの意見が出ている」「このままでは妥結できない」と伝えました。

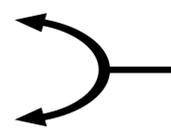
経営側は「昨年よりプラスの支給+上積み分を若い世代の定着対策ということで配分した」との説明でした。

労組より「一律支給の部分について労組員の意見を聞いて判断したい」と伝え、団交を終了しました。

《《一律支給についてご意見をお寄せください》》

反対意見がなければ妥結を通告します

反対意見が多ければ第2回団体交渉を行います



労組ご意見フォーム